

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和34年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を34年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年2月から同年7月1日まで  
② 昭和34年9月1日から35年3月まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、A社での厚生年金保険の記録が昭和34年7月1日から同年9月1日までとの回答であった。同社には34年2月ごろから1年程度勤務したはずなので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和34年9月1日から同月30日までは、A社が保管する失業保険被保険者離職証明書(事業主控)により申立人が同社に勤務していたものと認められる。

また、A社では、「保管している失業保険被保険者離職証明書(事業主控)では、申立人は昭和34年9月30日に退職していることから、申立人の給与から同月分の厚生年金保険料を控除したものと思う。」としており、申立人は、事業主により給与から同月分の厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、昭和34年9月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年8月の社会保険事務所の記録から4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについて、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 3 月までは、A 社には、勤務の事実を確認できる資料が保存されていない。また、申立人が氏名を挙げている同僚及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立期間当時、A 社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員 3 人に確認したが、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、いずれの者も申立人の勤務期間は不明としていることから、申立人が当該期間に A 社に勤務していたかどうか確認できない。

申立期間①について、A 社が保管する失業保険被保険者資格取得確認通知書のほか、同社で厚生年金保険被保険者資格を有する当時の同僚の供述によると、申立人は昭和 34 年 2 月 1 日から、同僚と同様の勤務形態で同社に勤務していたものと推認できる。

一方、A 社に係る被保険者名簿では、申立人は、同僚 3 人とともに昭和 34 年 7 月 1 日に資格取得していたことが確認できる。しかし、同名簿によると、その後、A 社では、申立期間経過後の 35 年 4 月 13 日に社会保険調査官による調査を受け、34 年 7 月 1 日に資格取得している 4 人のうち、調査時点ですでに退職していた申立人（昭和 34 年 9 月 30 日退職）を除く 3 人について、厚生年金保険の被保険者資格取得日の訂正が行われ、それぞれが勤務を開始したと思われる 34 年 2 月又は 3 月までさかのぼって資格取得させていることが確認できる。その一方で、調査時点で既に退職していた申立人については、資格取得日の訂正が行われないままとなっている。

また、当該同僚 3 人は、調査により、当初の資格取得日（昭和 34 年 7 月 1 日）が、それぞれ 4 か月又は 5 か月さかのぼって訂正されていることから、さかのぼって厚生年金保険被保険者となった期間の保険料は、資格取得日訂正後に給与から控除されたと考えるのが自然であるが、既に退職していた申立人は、申立期間①の保険料は控除されなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間①及び②のうち昭和 34 年 9 月を除く期間について、給与明細書等の関連資料を所持しておらず、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②のうち昭和 34 年 9 月を除く期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月まで  
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。妻が加入手続を行い、保険料を自宅で集金人に納付していたはずである。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人が所持する国民年金手帳記号番号は、申立期間経過後の昭和 61 年 8 月 11 日にA市において払い出され、強制加入資格となった 61 年 4 月 1 日までさかのぼって資格取得している上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人から提出された昭和 59 年から 61 年までの確定申告書（控）の社会保険料控除欄に記載の国民年金保険料は、いずれも 1 人分の保険料である。申立人の妻が 59 年から 61 年までの国民年金保険料をすべて納付していることから、同申告書（控）に記載の国民年金保険料は申立人の妻のものと考えられ、申立人の保険料であると推認することはできない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月から47年6月まで  
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。当時、家業は順調で十分な資力があり、母が兄と私を20歳から国民年金に加入させ、申立期間の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社会保険事務所(当時)が保管する申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は無い上、オンライン記録によっても、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された事実はうかがえない。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成12年10月5日に基礎年金番号が付され、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和61年9月20日までさかのぼって、国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の兄も20歳となった昭和42年6月から申立人と同様に父が設立したB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得する47年7月1日までの期間は、国民年金に未加入となっている。

加えて、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないほか、申立人の母は既に死亡しているため、加入手続等の状況は不明である。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から平成2年1月までの期間及び9年3月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から平成2年1月まで  
② 平成9年3月から10年3月まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について未納との回答を得た。申立期間①の一部は勤務先がA市役所に近く、勤務の合間に市役所の窓口で保険料を納付したはずであり、また、申立期間①のその他の期間は別の勤務先に転職したが、転職後も市役所の窓口に出向いて、納付していたので未納となっていることに納得できない。申立期間②についても、納付したように思うので、納付していないかどうか調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によれば、申立人は、A市役所で昭和55年8月ごろに、同年1月11日までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、同申立期間については、国民年金被保険者台帳、A市が保管する国民年金被保険者名簿とも、納付記録は無く、オンライン記録とも一致していることから、これらの資料の記録に不自然さは見受けられない。

また、申立人は、申立期間①の保険料をA市役所の窓口で納付したと主張しているが、当該期間に係る納付金額、納付頻度等の納付状況に関する記憶は曖昧である。

申立期間②について、B社会保険事務所（当時）に保管の国民年金被保



険者関係届書によれば、申立人は申立期間経過後の平成 21 年 7 月に、9 年 3 月 1 日までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるが、21 年 7 月の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立期間当時居住していた A 市が保管している国民年金被保険者名簿（平成 10 年 3 月最終更新）においても申立人の加入記録は無く、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立人には申立期間①以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている（オンライン記録では既に現在の申立人の基礎年金番号と統合済）が、この記号番号からも申立期間の納付記録は確認できない上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年ごろ

② 昭和25年4月18日から同年9月6日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、各申立期間の船員保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間①はA丸に乗船していた。申立期間②はB丸に乗船し、乗船記録がある船員手帳を所持している。乗船期間の船主はC及びD氏であった。各申立期間について船員保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国土交通省が保管するA丸に係る船舶原簿謄本により、昭和24年10月から26年10月まで、申立人が事業主の1人として氏名を挙げているC氏が同船を所有していることが確認できる。

しかし、船舶所有者名簿を確認したが、事業主のC氏は船員保険の適用事業所として確認できない。

また、オンライン記録により、申立人がA丸と一緒に乗船した同僚として氏名を挙げた3人の年金記録を確認したが、3人とも申立期間①当時において船員保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、当該同僚3人は既に死亡又は連絡先が不明のため、A丸での申立人の勤務の実態及び保険料の控除の有無について確認することはできない。

申立期間②について、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立期間②にE氏所有のB丸に乗船していたことが確認できる。

しかし、E氏に係る船員保険被保険者名簿によれば、船員保険被保険

者資格を取得している被保険者は、昭和 17 年 12 月ごろから 19 年 9 月ごろまでの期間に被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者は無く、申立人についても被保険者として確認できない。

一方、国土交通省が保管する B 丸に係る船舶原簿謄本では、申立期間②の中である昭和 25 年 6 月に、船舶所有者が E 氏から申立人が事業主として氏名を挙げている D 氏に変更されている。しかし、D 氏に係る船員保険の適用の有無について確認したが、D 氏は、船員保険の適用事業所として確認できなかった。

また、申立人は、B 丸と一緒に乗船した同僚については愛称しか記憶しておらず、これら同僚から同船の船員保険の適用の有無及び船員保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A 丸及び B 丸の船主として氏名を挙げている C 氏及び D 氏は既に死亡しており、申立人の船員保険の適用等について確認することはできず、このほか申立人のすべての申立期間における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 20 日から 39 年 10 月 18 日まで  
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A社に勤務しており、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人に係る人事記録、賃金台帳等の資料を保管していないと回答しており、これら関係資料から申立人の申立期間当時の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人が氏名を挙げた当時の同僚5人及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の被保険者のうち連絡が取れた1人に照会したが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、同僚の供述からも同社における申立人の勤務の実態を確認することができない。

さらに、当時の給与事務担当者に照会したところ、「申立期間当時、A社では、アルバイトを除く従業員はすべて厚生年金保険に加入させていたはずであるが、申立人については、同社に勤務していた記憶は無い。」と供述している。

事実、同担当者が作成し、保管する在職者名簿（昭和27年4月から平成7年5月まで勤務したすべての従業員（アルバイトも含む。）の氏名を記載した名簿）に申立人の氏名は無く、同名簿により確認できる在籍

者の被保険者記録をオンライン記録で確認したところ、アルバイト1人及び入社後、数日で退職した従業員1人を除くすべての従業員73人については、A社において被保険者であったことが確認できる。

加えて、A社に係る被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番は見当たらない上、同社の関連会社の被保険者名簿にも申立人の氏名は無かった。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。